ENECHANGE

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

また、このたびの「能登半島地震」により被災された皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

日時　**2024年9月3日（火曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所　東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン　22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋　ホール22C

決議事項
第1号議案　取締役2名選任の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　会計監査人選任の件

目次
招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

ご来場の際は、本書と議決権行使書用紙をご持参ください。

証券コード 4169

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。

株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年9月3日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）により 議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年9月2日（月曜日）
午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年9月2日（月曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

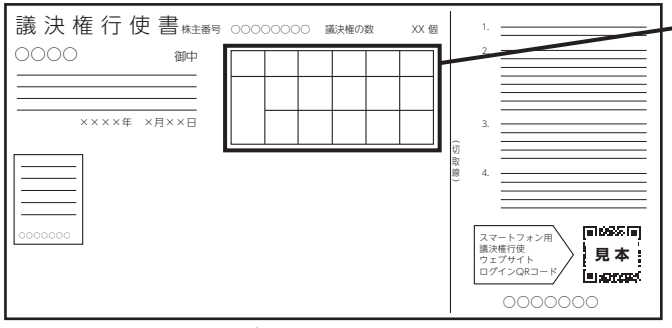

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

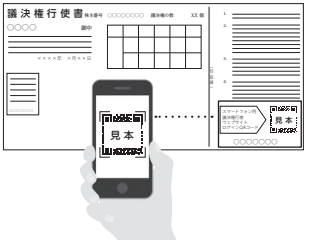

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

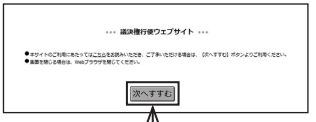

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

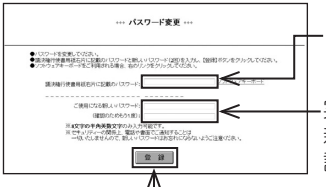

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　年末年始を除く9:00～21:00）

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として扱わせていただきます。
3. インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスの内容や機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合があります。
5. 議決権行使サイトのアクセスに関して発生するインターネット等接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

証券コード　4169
2024年８月19日
(電子提供措置の開始日2024年８月13日)

株　主　各　位

東京都中央区京橋三丁目１番１号
ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ株式会社
代表取締役会長　平　田　　政　善

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社は臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://enechange.co.jp/ir/stock/meeting/

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ENECHANGE」又は「コード」に当社証券コード「4169」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2024年９月２日（月曜日）午後６時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2024年９月３日（火曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都中央区京橋二丁目２番1号　京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C
（末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3．目的事項
報告事項　1．第９期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第９期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件
※報告事項の取扱いについては、後掲の「臨時株主総会の開催について」をご参照ください。

決議事項
第１号議案　取締役２名選任の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第15条に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

臨時株主総会の開催について

当社は、2024年３月28日開催の第９期定時株主総会にて決議いただき、継続会を開催して目的事項のうち、報告事項「第９期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第９期（2023年１月１日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件」（以下、併せて「第９期決算報告」といいます。）について、株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかし、当社は外部調査委員会の調査及び有限責任 あずさ監査法人（以下、「あずさ監査法人」といいます。）の監査手続に全面的に協力してまいりましたが、外部調査委員会の調査報告書の受領が当初想定の受領日から遅れたことに加え、SPCを連結した結果、当社グループの資産として計上することとなったEV充電事業における固定資産の減損要否の検討に時間を要したこと等により、決算及び開示の進捗が遅延し、それに伴い監査等も遅延しました。その結果、当初予定していた本年６月28日までに連結計算書類及び計算書類を作成することができませんでした。当社は、かかる決算手続の進捗状況等に鑑み、別途臨時株主総会を開催し同株主総会でご報告するのが適切であると判断いたしました。

本年７月５日付開示資料「第９期定時株主総会の継続会開催に関するお知らせ」に記載のとおり、第９期定時株主総会継続会においては、第９期決算報告の進捗状況につき株主の皆様にご説明の上で、第９期定時株主総会を閉会させていただく場とさせていただきました。

当社は、本年７月９日、あずさ監査法人の監査証明を経て2023年12月期有価証券報告書の提出を完了いたしました。また、本年７月26日、当社は、会計監査人であるあずさ監査法人により当社の連結計算書類及び計算書類に対してそれぞれ無限定適正意見を内容とする監査報告書を受領し、当社取締役会において承認決議を行いました。これにより第９期の決算関連手続きが完了いたしましたので、本年７月５日付開示資料「臨時株主総会の開催及び招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、本年９月３日に、第９期決算報告を目的事項とした臨時株主総会を開催させていただく次第でございます。

なお、本年７月５日付開示資料「臨時株主総会の開催及び招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、本臨時株主総会は新たに基準日設定を行っているため、本臨時株主総会にご出席いただける株主様は、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主様となります。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

（株主総会参考書類）

第１号議案　取締役２名選任の件

当社のEV充電事業におけるSPCを非連結とした従来の会計処理に起因する一連の問題について、再発防止策の一環として当社前代表取締役CEO城口洋平氏の責任を明確化するため、第9期定時株主総会継続会の終結時をもって同氏が当社代表取締役CEO及び当社取締役を退任したことに伴い、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	 ※ 丸岡　智也（まるおか　ともや） （1988年5月29日）	2011年４月　株式会社日本政策投資銀行　入行 2014年11月　McKinsey & Company　入社 2022年２月　ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社　入社 2024年２月　当社　執行役員CFO　就任 2024年７月　当社　上級執行役員CFO　就任（現任）	31,270株
2	 ※ 曽我野　達也（そがの　たつや） （1990年1月10日）	2013年４月　プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社（現P＆Gジャパン合同会社）　入社 2015年６月　当社　入社 2019年７月　当社　執行役員　就任 2022年３月　当社　取締役　就任 2023年３月　当社　上級執行役員CMO　就任（現任）	193,091株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者とした理由
丸岡智也氏は、株式会社日本政策投資銀行を経て、マッキンゼー・アンド・カンパニー社での７年半にわたる企業再生やM&Aアドバイザリー経験により、多くの経営陣との協議を重ね、経営の改善を実行していた経験や非連続な事業成長の促進に強みがございます。また、当社入社後にはCFOとして、入社直後に発覚したSPCの会計処理に関する外部調査委員会調査や監査手続に加えて、再発防止策の策定などでリーダーシップを発揮しステークホルダーからの信頼を得ており、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して、取締役として選任をお願いするものであります。
曽我野達也氏は、当社の創業時より参画し、電力・ガス切替プラットフォームの運営やマーケティングに携わり、長年当社の中核事業（エネルギープラットフォーム事業）を責任者として牽引し、成長させてきた経験と実績により、今後も着実な事業成長を牽引いただけると考えており、今後の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者には当社取締役が含まれており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．「所有する当社の株式数」については、2024年７月22日現在の所有株式数を記載しております。

スキルマトリクス

経営の監督と執行の分離を継続し、社外取締役比率は50%となります。コーポレート・ガバナンスに関する経験・知見は全員が有しているという前提のもと、高成長と企業統治を両立する構成でチームを形成しております。

氏名 当社役職	主要経歴	指名報酬委員会	エネルギー・環境ビジネス	大企業経営経験	グロース企業経営経験	財務会計・資本市場	人的資本経営	内部統制・ガバナンス
 **平田　政善** 取締役会長	東芝社　CFO		✔	✔		✔		✔
 **丸岡　智也** 代表取締役CEO	McKinsey&Company	○		✔		✔	✔	
 **曽我野　達也** 代表取締役COO	P&G		✔		✔			
 **森　　暁彦** 独立社外取締役	リクルートHD　社執行役員 レノバ社　CFO ゴールドマン・サックス　IBD	○ 委員長	✔		✔	✔		✔
 **坊垣　佳奈** 独立社外取締役	マクアケ社 共同創業者／取締役	○			✔		✔	
 **安達　健祐** 独立社外取締役	経済産業事務次官		✔	✔				

第２号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

当社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとしておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務執行を図るため、また、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年４月１日から翌年３月31日までに変更するものであります。なお、第10期事業年度は、2024年１月１日から2024年３月31日までの15か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

また、新たな経営体制のもと、経営基盤の強化及び企業価値の向上を図るため、現行定款第22条代表取締役および役付取締役第２項の役付取締役として、新たに取締役会長その他を追加するものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。（下線部は変更箇所）

現行定款	変更案
第３章　株主総会 ［招集］ 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ２　条文省略 ［定時株主総会の基準日］ 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。 第７章　計算 ［事業年度］ 第40条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。 ［余剰金の配当の基準日］ 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。	第３章　株主総会 ［招集］ 第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 ２　現行どおり ［定時株主総会の基準日］ 第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。 第７章　計算 ［事業年度］ 第40条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から３月31日までとする。 ［余剰金の配当の基準日］ 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

現行定款	変更案
2　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 3　条文省略 第４章取締役および取締役会 ［代表取締役および役付取締役］ 第22条　条文省略 2　取締役会は、その決議によって、取締役CEO、取締役COO各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 ［新設］	2　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 3　現行どおり 第４章取締役および取締役会 ［代表取締役および役付取締役］ 第22条　現行どおり 2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役CEO、取締役COO、取締役CFO、取締役CMO、取締役CTO各１名、取締役副社長、取締役副会長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 附則 ［事業年度に関する経過措置］ 第１条　第40条（事業年度）の規定にかかわらず、当会社の第10期事業年度は、2024 年１月１日から2025年３月31日までとする。 第２条　第42条（剰余金の配当の基準日）は、第10期事業年度については、変更後の定款を適用する。 第３条　第21条（任期）にかかわらず、第９期に関する定時株主総会及び2024年９月３日の臨時株主総会において選任された各取締役の任期は、2025年３月31日に終了する第10期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 第４条　本附則は、第10期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

第3号議案　会計監査人選任の件

当社は、2024年７月５日付「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、有限責任あずさ監査法人（以下「あずさ監査法人」といいます。）との間で、別途あずさ監査法人が当社に対する書面にて指定する日をもって、監査契約を終了するとともに会計監査人を退任することで2024年７月５日に合意し、2024年７月29日付「（開示事項の経過）公認会計士等の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日、あずさ監査法人から、当社との監査契約を終了するとともに会計監査人を退任することの通知を受けました。

そのため、当社は、同年７月30日付「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日開催の当社監査役会において会社法第346条第４項及び第６項の規定に基づき、監査法人アヴァンティアを一時会計監査人として選任することを決議いたしました。

つきましては、監査役会の決定に基づき、一時会計監査人であります監査法人アヴァンティアを、改めて会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

監査役会は品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準等について複数の公認会計士等から比較検討してまいりました。その結果、監査法人アヴァンティアが当社の業種や事業規模、業務内容に適した監査対応、監査費用等において相当であると判断し、会計監査人候補者として選任いたしました。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

（2024年７月末現在）

名称	監査法人アヴァンティア
主たる事務所所在地	東京都千代田区三番町３－８　泉館三番町２階
沿革	2008年５月　監査法人アヴァンティアを設立 2023年１月　大阪オフィスを開設 2024年１月　福岡オフィスを開設
人員構成	パートナー　21名 公認会計士　77名 試験合格者　49名 その他　46名 合計　193名

事　業　報　告

（2023年１月１日から
2023年12月31日まで）

１.企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、個人消費や企業収益に持ち直しの動きがみられました。景気の先行きについては、円安による物価の上昇や、金融資本市場の変動等により、依然として不透明な状況となっております。

当社グループが属するエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、ロシア・ウクライナ情勢の悪化以降、資源価格高騰の影響を受けた電力会社の財務状況の悪化が見られましたが、電気料金の値上げや卸電力市場価格の落ち着きに伴い、一部電力会社においてユーザー獲得に前向きな動きが見られる状況です。

長期的な観点でのエネルギー業界を取り巻く環境におきましては、引き続きグリーントランスフォーメーション（GX）が進展しました。日本政府による2022年12月22日の第５回GX実行会議において「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が掲示され、150兆円のGX投資を官民で実現していくため、日本政府としても20兆円規模の先行投資支援を実行する旨の意見表明がなされる中、こうしたGXの動きの中心となる電力業界においては、2016年４月の電力の小売全面自由化以降、当社のベース市場である電力販売額は約18兆円（注１）と拡大しております。また、乗用車の新車販売における電気自動車（EV）をはじめとした電動車比率を2035年までに100%とする目標が掲げられる（注２）など、EVの普及とそれに併せたEV充電インフラの需要が高まることが見込まれております。

このような環境のもと、当社グループでは、「EV充電事業」においては、引き続きEV充電分野における当社のシェア向上に向けた積極的な営業活動や投資に加え、EVユーザーの更なる利便性の向上に資する取り組みを継続しました。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、「エネチェンジ」(家庭向け電力・ガス切替プラットフォーム)及び「エネチェンジBiz」(法人向け電力・ガス切替プラットフォーム)の２サービスについて、電力会社との連携を強化しつつ、スマートメーター由来の電力データが一定のルール下で開放される中、当該データを活用したサービスとして「エネチェンジ・マイエネルギー」の提供を開始しました。本サービスを通じ、多様化・複雑化する電気料金プランに対し最適な電力プランを提案することで、継続的な新規顧客獲得及び既存顧客のサポートを強化する方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、主に電力ガス事業者向けにクラウド型で提供する、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」及び家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等のサービスにつき、継続的な新規機能開発

と営業強化に努めてまいりました。また、「EV充電エネチェンジ」アプリのノウハウを活用した、EV充電アプリの開発運用や全国のEV充電スポット情報のAPI提供などのEVサービス向けソリューション「エネチェンジクラウドEV」を展開し、ＥＮＥＯＳ株式会社が提供する「ＥＮＥＯＳ ＣｈａｒｇｅＰｌｕｓEV充電アプリ」の開発を受託するなど、サービス展開を強化しております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高4,379,001千円（前期比17.3％増）、営業損失2,125,017千円（前期は営業損失1,121,703千円）、経常損失2,404,967千円（前期は経常損失1,156,664千円）となりました。また、特別損失としてEV充電事業等に係る減損損失1,606,489千円、2023年12月期の決算訂正に関連する特別費用として919,850千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は4,985,167千円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,315,060千円）となっております。

なお、営業外収益で補助金受贈益120,487千円、また、営業外費用で固定資産圧縮損114,067千円を計上しております。これらはEV充電事業における充電インフラ整備に係るものであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①EV充電事業

「EV充電事業」においては、事業の立ち上げと推進のために、エンジニア・セールス人員を中心とした採用の拡大による組織体制の構築や、テレビCM等の積極的なマーケティングの実施等先行投資を進めた結果、当社が注力する目的地充電の設置口数は累計で2,076台（注３）となりました。また、パートナー連携を拡大するなど、更なる事業拡大を見据えた施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、セグメント売上高は139,807千円（前期比26.2%減）、セグメント損失は2,081,636千円（前期はセグメント損失784,491千円）となりました。

②エネルギープラットフォーム事業

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭向け・法人向け共に切替件数が堅調に推移した結果、継続報酬対象ユーザー数は前連結会計年度比24.2%増の573,139件となりました。また、電力価格の高騰や電力各社の業績回復により、当連結会計年度のARPU（注４）（ストック収益）は616円、前連結会計年度比で23%増となり、当連結会計年度のARPU（フロー収益）は14,239円、前連結会計年度比で71%増となりました。

以上の結果、セグメント売上高は3,241,980千円（前期比25.9％増）、セグメント利益は359,435千円(前期比58.6%増）となりました。

③エネルギーデータ事業

「エネルギーデータ事業」においては、デジタルマーケティング支援SaaS「エネチェンジクラウドMarketing」、家庭向けデマンドレスポンスサービス「エネチェンジクラウドDR」等の既存顧客への継続的なサービス提供や新規顧客への導入を進めた結果、顧客数は前連結会計年度比5.2%増の61社となりました。また、既存顧客へのクロスセルの導入等により、当連結会計年度のARPU（ストック収益）は前連結会計年度比17.5%増の3,246千円、当連結会計年度のARPU（フロー収益）は前連結会計年度比1.2%増の1,033千円となりました。

以上の結果、セグメント売上高は997,212千円（前期比2.9％増）、セグメント利益は158,420千円（前期比3.3%減）となりました。

（注）1.電力・ガス取引監視等委員会「電力取引報結果」の電力販売額より算出。
2.経済産業省「第６次エネルギー基本計画」（2021年10月22日）、電動車は電気自動車（EV）、プラグイ ンハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）、ハイブリッド車（HV）を含む。
3.EVsmartの「EV充電器の統計情報」より6kW充電スポットのみを抽出して作成（基礎充電は含まず）
4.Average Revenue Per Userの略称であり、１ユーザー当たりの平均収益を意味する。

（2）設備投資についての状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は815,431千円（無形固定資産含む）であり、主に「EV充電事業」における充電インフラ整備、及び「エネルギーデータ事業」におけるソフトウェア開発（電力・ガス会社向けクラウドサービスやEVサービス向けソリューション提供）にかかる設備投資であります。

（3）資金調達の状況

子会社であるEV充電インフラ１号合同会社がEV充電設備への投資資金に充当するため、社債を発行し、1,000,000千円の資金調達を行いました。

（4）対処すべき課題

世界的な脱炭素社会への転換に向けた潮流のもと、エネルギー業界を取り巻く環境は、日本政府による「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定（注１）されるなど、長期的な観点でグリーントランスフォーメーション（GX）の推進が重要視されております。

脱炭素社会を実現するためには、１電力網の脱炭素化、２交通の電化、３食の改善、４自然保護、５製造業の浄化、６二酸化炭素の除去といった手法が有効とされております(注２)。そのような環境において、当社グループは、「エネルギーの未来をつくる」というミッションを掲げ、１電力網の脱炭素化及び２交通の電化に貢献する事業を展開しております。

これらの分野において、エネルギー分野特化型の「エネルギーテック」企業グループとして、エネルギーに関するデータの活用促進を通じ、相互シナジーを活かした事業展開を行い、GXを推進する企業というユニークなポジショニングで、エネルギーテック領域でカテゴリーリーダーとなることを目指しております。

また、当社グループは、長期においてはフリーキャッシュ・フローの最大化による企業価値の向上、そして中期においては売上高の成長を重視しております。そのために、売上高を「顧客数」×「ARPU」と定義し、高い売上高成長率とともに安定した経営基盤を構築するために、積極的な成長投資を通じた「顧客数の最大化」と「継続的なサービスラインナップの拡充による顧客提供価値の増大によるARPUの向上」に取り組んでまいります。

上記を踏まえ、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取り組みを進めております。

＜外部調査委員会による調査報告書で指摘を受けた課題＞

当社は、2024年３月27日付け「外部調査委員会の設置及び2023年12月期有価証券報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、2023年12月期より本格的に立ち上げた新規事業である「EV充電事業」において、当社グループが採用するSPCスキームにおけるSPCであるEV充電インフラ１号合同会社を、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」で定められている支配力基準に基づく実質的な支配があるものとして、当社の連結範囲に含めることといたしました。

SPCスキームの遂行及び会計処理を行うに当たって、EV充電インフラ１号合同会社の連結要否の検討に必要な情報が当社取締役会等に適時かつ十分に報告又は共有がされていなかった等の内部統制上の問題点があるのではないかとの指摘を受け、当社は、EV充電インフラ１号合同会社を非連結とした従来の会計処理について、公正性を確保した調査により、前提となる

事実関係を明らかにするとともに、当該会計処理の検討過程の検証、当該会計処理と類似する事案の存否、事実関係の調査及び評価、並びに内部統制上の課題を評価していただく必要性を認識し、2024年３月27日開催の取締役会において審議の上、外部調査委員会を設置することといたしました。

当社は、2024年６月21日付「外部調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、同日、調査報告書を受領いたしました。かかる調査により、本調査の結果認められた問題点として、内部統制の観点、上場企業の連結財務諸表の作成に責任を負うべき経営者として不適切な言動の観点、会計監査人とのコミュニケーションの観点についての指摘、及び、その原因分析として下記の指摘を受けております。

①EV充電事業の事業リスクに対応し得る態勢の不足

「EV充電事業」に内在する課題として、「EV充電事業」が、EVの販売動向に影響される一方で、EVの販売動向が、そのインフラである充電機器等の整備の程度に相互に影響されるため、事業の見通しに不確実性があり、その分、資金調達にも困難が伴い、SPCスキームのような新規性の高いスキームの組成を試みる、また、その際に出資者に対し何らかのリスク軽減措置をとるといった通例とは異なる対応が必要な事業であったことが挙げられる。このような非通例の取り組みにおいて、それが各種の法令・会計基準等との関係で問題にならないよう、会計・法務コンプライアンス等の観点から十分な事前検討を行いつつ進めていく必要があるが、当社においては、それらの検討を十分に行えるだけの社内体制の整備が不十分であり、また、そのことにも起因して経営メンバーにおける本スキームの会計上のリスク認識は不十分であった。

②当該会計処理に関わった経営メンバーにおいて、会計監査人との適切なコミュニケーションが不足しており、また、そのような状況について認識を共通化することができていなかった。

新規性の高いSPCスキームを採用するに当たっては、当然、会計上の判断の不確実性も高いものとなることが予想されることから、会計監査人との間では、緊密なコミュニケーションが必要であり、それによってこれらの点について会計監査人との間で理解に齟齬が生じることを避ける余地も相当程度あったと考えられるが、当該会計処理に関わった当社の経営メンバーにおいては、本スキームの会計上のリスク認識が不十分であり、その結果、会計監査人との間のそのような適切なコミュニケーションが不足していた。

③株価の上昇を強く志向する一方でコンプライアンスを軽視した経営トップその他の経営幹部の姿勢

当社においては、役員（社外・執行役員を含む）における株価との連動性が高い報酬体系を背景に、プライム上場を目標として、売上確保のために本スキームを非連結で実施するインセンティブが強く生じている状況にあった。当社の経営トップその他の経営幹部においては、株価の上昇を強く志向する一方でコンプライアンスを軽視する姿勢が見られ、これらが、SPCスキームの実施という結論優先で検討が進む方向に拍車をかけていた。

④実効性のある内部統制及びガバナンスが構築されず、当該会計処理を採用するにあたって十分な牽制・監督機能を果たすことができていなかった。

当社においては、代表取締役CEOの城口氏に牽制を及ぼすことができる執行側の社内人材の不足により、城口氏を牽制できる役割をもった執行側の人材や部署が十分に機能していなかったため、重要なリスク要素について、未報告ないし説明不足となり、取締役会が十分な監督機能を果たす機会を得られていなかった。また、SPCスキームを推進したい経営メンバーを牽制する立場から検討を行う社内の法務コンプライアンス部門の関与が望まれたが、社内の法務コンプライアンス態勢が脆弱であったため、そのような関与が行われていなかった。

当社は、外部調査委員会の再発防止策の提言に沿って、下記を含む再発防止策を策定・実行し、適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

①コンプライアンス意識の向上

経営トップを筆頭に当社の役職員においては、コンプライアンスに係る認識を改め、上場企業として求められるコンプライアンス意識を徹底いたします。まずは、役職員全員に対して、コンプライアンス意識を浸透させ、正しい行動を促す企業風土を醸成するため、経営理念や行動規範等を見直し、すべての役職員が守るべきコンプライアンスの基本的な考え方や指針を明文化するとともに、浸透の徹底を図るべく取り組みを継続的に行う態勢づくりを進めます。

具体的には、コンプライアンス・リスク管理委員会が主導して実効性あるコンプライアンスプログラムの立案・計画、推進を図るとともに、モニタリングを通して継続的に取り組んでまいります。また、役職員の意識変革を着実に推進するために、体系的な研修プログラムの計画と実施、社内のコンプライアンス意識の定着度や醸成を図るための定期的な意識調査を実施いたします。併せて、役職員の人事評価制度の見直しや内部通報制度の実効性を高めるための取り組みを行ってまいります。

②権限分散による牽制機能の強化
　経営トップに対して、適切な牽制や抑制を図ることができる態勢上の見直しを図ることで経営トップの権限行使を適切に牽制あるいは抑制できる態勢を構築いたします。
　具体的には、業務執行取締役を複数名選任し牽制態勢の実効性を担保するとともに、現在、経営トップに集中している権限を適切に分有させることや、執行サイドの経営メンバーと社外役員との連携を強化いたします。

③取締役会の監督機能の強化
　取締役会の監督機能をより一層強化するため、社外役員に対して必要な社内の情報が適時適切に到達するよう、社内情報にアクセスできる機能を強化し、その機会も拡充いたします。
　また、取締役会でのリスクマネジメントに関する議論の高度化のため、オペレーションリスクのほか、事業戦略に起因するリスク等について、取締役、執行役員及び監査役間での徹底した議論を行うことで、役員間でリスク認識を共有し、経営課題と一体的に取り組めるようにいたします。特に、法務上及び会計・経理上の重要なリスク要因については、社外役員、経営メンバーがその具体的内容や検討状況を把握できるような環境を整備いたします。

④法務コンプライアンス及び会計・経理に係る機能の強化、会計監査人との信頼関係の構築
　法務コンプライアンス機能を強化するとともに、社内の重要なプロジェクトに前広に関与させ、かつその業務執行の独立性が尊重される態勢を併せて整備いたします。
　会計・経理面に関しては、会計リスクの洗い出し、会計論点の専門的かつ慎重な検討の実施を事業部門から独立した立場からできる態勢を作った上で、会計判断が必要な事象については、事業部門だけで判断することがないよう、客観的な検証プロセスを確立いたします。
　これらの態勢整備及びその他の再発防止措置を講じた上で、会計監査人との十分な信頼関係を構築し、コミュニケーションの充実を図ります。
　さらに、上記に加えて、当社グループとして取り組むべき主な課題は以下の項目と認識しており、課題の解決に向けた取り組みを進めております。

＜継続企業の前提に関わる重要事象等＞
　当社グループでは、当連結会計年度まで２期連続で営業損失、３期連続で経常損失及び５期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度において重要な営業損失2,125,017千円、経常損失2,404,967千円及び親会社株主に帰属する当期純損失4,985,167千円を計上しております。この結果、2023年12月31日現在において、連結貸借対照表上

1,479,226千円の債務超過となりました。
また、一部の取引金融機関からの借入については、現時点では期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの財務制限条項に抵触しております。
さらに、2024年６月27日付「外部調査委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、本調査の結果認められた問題点として、「EV充電事業」の事業リスクに対応し得る態勢の不足、会計監査人との適切なコミュニケーションの不足、コンプライアンスを軽視した経営トップらの姿勢、実効性のある内部統制及びガバナンスが構築されず十分な牽制・監督機能を果たすことができていなかったことの指摘を受けております。かかる調査報告書の公表の結果として、利害関係者との関係性の悪化や会社のブランド力の毀損が生じる可能性があります。
これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当しております。
当該事象又は状況を解消すべく、事業面では、「EV充電事業」において競争環境が厳しくなっている中、過去２年間のノウハウ蓄積等により広告宣伝活動の効率的な運用を進め、収益力の強化を目指します。加えて、「エネルギープラットフォーム事業」や「エネルギーデータ事業」における安定的なセグメント営業利益を継続的に増加させていくための取り組みを進めております。
また、前連結会計年度末日及び当連結会計年度末日において、一部の借入金は財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関と資金計画等の協議を行い、引き続き取引金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう努めております。なお、当社は、連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、2024年２月26日にJICVGIオポチュニティファンド１号投資事業有限責任組合を割当先とする新株式を発行し、総額3,999,899千円の資金を調達しており、「EV充電事業」における投資に当面必要な資金を確保しております。
さらに、当社は、外部調査委員会の調査報告書の再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、コンプライアンス意識の向上を図ることにより、信頼回復を図ってまいります。
以上の施策をもって、必要な資金の確保及び維持を図っておりますが、「EV充電事業」において競争環境が厳しくなっている中で収益力を強化することや取引金融機関からの継続的な支援を得る可能性は未だ不透明であること、「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、取引金融機関の理解を得たうえで一部の取引金融機関からの早期返済の要求に応じたこと、ＥＶ充電インフラ1号合同会社の一部の社債権者から社債引受契約の解約及び当該社債の期限前償還の要請を受けたこと、調査報告書の公表の結果を受けて各種利害関係者との関係性

や当社グループのブランド力が毀損する可能性があること、及び当社の代表取締役城口洋平の当社グループにおける関与が困難となる場合は事業運営に支障が生じる可能性があることを踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

＜競争優位性の確保について＞
①ストック型収益基盤の強化
当社グループは「EV充電事業」「エネルギープラットフォーム事業」と「エネルギーデータ事業」を展開しておりますが、今後持続的な成長を維持するためには、ストック型収益基盤のより一層の強化が必要であると考えております。

「EV充電事業」においては、EV充電設備所有者から受け取る充電収入や、施設から受け取るソフトウエアライセンス収益がストック型収益の基盤となります。今後、当社グループの充電設備の設置が進むことで、ストック型収益基盤は拡大する見込みです。加えて、国内にEVが普及していくことで充電設備の利用回数が増加し、充電設備1口あたりのストック型収益の更なる増加が見込まれるため、積極的なプロモーションを実施して知名度を向上させ、当社が注力する目的地充電の分野における更なるシェアの拡大を目指します。

「エネルギープラットフォーム事業」においては、家庭・法人ユーザーの電力契約切替以降、提携電力・ガス会社より継続的に収受するストック型の切替報酬並びにプラットフォームの基本利用料が、ストック型収益の基盤であり、そのため、ユーザーの電気・ガス代の従量制で継続的に発生するストック型の切替報酬の対象となる継続報酬対象ユーザー数が重要な指標となります。電気・ガスの利用自体は、長期にわたり予見性が高いインフラであることを考慮すると、今後もストック型収益基盤は拡大していく見込みです。また、効果的なプロモーション活動やパートナーシップの拡大を継続していき、「エネチェンジ」ブランドの知名度を向上させる方針です。

「エネルギーデータ事業」においては、月額のソフトウエアライセンス料(保守運用費を含む)がストック型収益の基盤であるため、当社の提供サービスを導入している顧客数が重要な指標となります。また、エネルギー業界特化型のSaaS事業者としては、直接的な対象顧客は電力・ガス事業者であることから社数が限定的になるため、利用者数に応じた従量課金体系を採用することで、電力・ガスを利用するエンドユーザーを、サービスの間接的な顧客として収益基盤の継続的な拡大を目指しています。そのためにも「エネチェンジクラウドMarketing」及び「エネチェンジクラウドDR」の継続的なプロダクト開発と営業活動を推進してまいります。また、「EV充電エネチェンジ」アプリのノウハウを活用した、EV充電アプリの開発運用や全国のEV充電スポット情報のAPI提供などのEVサービス向けソリューション

「エネチェンジクラウドEV」を展開することで、EV充電関連のサービス展開の強化も図っております。

②EV充電事業の新規立ち上げ及び早期拡大

急速に変化し続けるエネルギー業界において、当社グループが企業価値を向上させ、高い成長を実現していくためには、既存事業の規模の拡大と収益源の多様化に加え、積極的な新規事業の発掘と育成が課題と認識しております。このような考えのもと、当社グループにおいては、2021年11月からEV充電サービスを「EV充電エネチェンジ」のブランド名で提供を開始いたしました。事業の立ち上げ以降、エンジニア・セールス人員を中心とした採用の拡大による組織体制の構築や、テレビCM等の積極的なマーケティングの実施等先行投資を進めた結果、「EV充電エネチェンジ」の目的地充電（６kW以上）分野における設置口数は2023年12月末時点で累計2,076口（注３）となりました。

今後の事業環境は、乗用車の新車販売における電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）の比率が過去最高水準を維持する中、経済産業省が掲げる2030年の充電器の設置目標が15万口から30万口に倍増（普通充電器の設置目標は12万口から27万口に増加）（注４）、さらに、2024年には合計360億円を充電インフラ整備の予算に配分することが発表される（注５）など、EVの普及とそれに併せたEV充電インフラの需要がますます高まることが見込まれています。そのような中、当社グループは、「EV充電エネチェンジ」の更なる充電収入拡大のため、EV充電設備の稼働が見込まれる適地の開拓・選定、及び土地利用許諾の取得サポートや、EVユーザーに対するマーケティングなどの積極的な営業活動を通じた新設の充電設備の設置を進めてまいります。併せて、既設のEV充電設備の稼働時間の向上のため、EVユーザーの更なる利便性の向上に資する取り組みも継続いたします。

③エンジニア主体によるプロダクト開発の強化

エネルギー業界においては、今後のデジタル化の更なる進展に伴い、ビッグデータ解析やAIといった技術を活用したプロダクト開発の重要性がますます増してくるものと見込まれます。そのような中、当社グループでは、高いエンジニア比率を有する組織構造を保つことでエンジニア主体によるプロダクト開発を強化しています。コア技術を自社開発することを基本方針として、技術部門の陣容を強化しつつ、必要に応じてライセンス調達等を組み合わせながらプロダクトの開発強化を推進してまいります。これらの実現には、高い採用力を維持・強化することが必要であり、今後も採用活動には人的・資金的投資を積極的に行い、当社グループのミッションへの共感を軸とした採用力強化に注力していきます。

（注）1.2022年７月27日から岸田内閣総理大臣を議長とするGX実行会議が開催され、2022年12月に基本方針が取りまとめられ、その後、パブリックコメント等を経て、2023年２月10日に閣議決定
2.ジョン・ドーア著「Speed & Scale」参照
3.EVsmartの「EV充電器の統計情報」より6kW充電スポットのみを抽出して作成（基礎充電は含まず）
4.経済産業省 「充電インフラ整備促進に向けた指針」より記載
5.クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等国の導入促進補助金、2023年度補正予算及び2024年度予算

④財務体質の強化

当社グループの連結貸借対照表の状況は、当連結会計年度末において1,479,226千円の債務超過、現金及び預金は2,179,715千円となっております。これは主に2022年度より本格的な先行投資を開始した「EV充電事業」の影響で、2022年12月期並びに2023年12月期の２期連続で営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローとなった結果によるものです。他方、このような先行投資負担が発生することに鑑みて当社は、2024年２月９日の取締役会において、第三者割当増資について決議し、2024年２月26日に3,999,899千円の資金調達が完了しております。しかしながら、今後も更なるストック型収益基盤の強化を図るにあたり、「EV充電事業」における積極的なプロモーション・営業活動やプロダクト開発等、及び「エネルギープラットフォーム事業」における効果的なプロモーション活用やパートナーシップの拡大並びにM&Aの推進、並びに「エネルギーデータ事業」における「エネチェンジクラウドMarketing」及び「エネチェンジクラウドDR」に関して、成長をより加速させるための資金需要が生じる可能性があり、資金需要が顕在化した際には、適時に資金調達を検討してまいります。

なお、当社は「EV充電事業」において、EV充電インフラ１号合同会社のリース債務を保証していることに加え、EV充電インフラ１号合同会社の社債権者との間で、事前の定めにより、出資後３年経過時点で保有する社債が匿名組合出資持分（TK）に転換された以降、当社が出資簿価にて出資者のTK出資持分を買いとる権利（コール・オプション）を有し、また、当該出資者がそのTK持分を当社もしくは当社が指定する第三者に出資簿価で売り渡す権利（プット・オプション）を有しています。そのため、当社がコール・オプションを行使してEV充電インフラ１号合同会社のTK出資持分を取得する場合や、出資者がプット・オプションを行使して当社がEV充電インフラ１号合同会社のTK出資持分を取得する場合においては、EV充電インフラ１号合同会社のTK持分の買取に係る資金需要が発生する可能性があります。かかる状況に備え当社グループにおいては、金融機関との協議を進める他、財務体質を強化する取り組みを進めています。

なお、EV充電インフラ１号合同会社のTK持分取得の判断は当該時点における当社の経営方針、資金状況、その他状況等を総合的に勘案の上で決定するため、現時点ではTK持分の取得に関して決定した事実はありません。

＜管理体制の強化について＞

①情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報や個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

当社はプライバシーマークを取得しており、関連する個人情報保護法令等に基づき、個人情報の適切な取り扱いに十分配慮しながら事業を遂行しております。また、「個人情報保護方針」を含む社内規程の整備並びに運用の徹底、個人情報に関する内部監査や社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しております。引き続き社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の整備等を図り、情報管理体制を強化していく方針です。

②システムの安定的な稼働

当社グループが提供する各種サービスはインターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠です。そのため、「システム管理規程」に基づき、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策、データの管理等の徹底を図っております。データベースについては、原則としてクラウドサービス上で構築・運用をすることでセキュリティを担保しており、クラウドサービスでカバーされない範囲については、データベースの暗号化やセキュリティパッチの自動適用等、必要と考えられる対策を行っております。今後はユーザー数の増加や取り扱いデータ容量の拡大に伴うシステム投資、適切な人員体制の拡充を計画的に行うとともに、データのバックアップ体制強化についても努めてまいります。

（５）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	2020年度 第6期	2021年度 第7期	2022年度 第8期	2023年度 第9期 （当連結会計年度）
売上高（千円）	1,713,196	3,018,003	3,734,068	4,379,001
経常利益又は経常損失（△）（千円）	6,216	△2,400	△1,156,664	△2,404,967
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△16,743	△85,586	△1,315,060	△4,985,167
1株当たり当期純損失（△）（円）	△0.78	△3.25	△44.01	△163.55
総資産（千円）	1,967,194	6,949,357	6,758,823	5,564,807
純資産（千円）	852,464	4,813,863	3,502,462	△1,479,226
1株当たり純資産額（円）	36.26	163.09	116.21	△47.82

（注）１．１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数により算出しております。

２．2020年９月17日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を、2021年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を、2022年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失（△）を算出しております。

３．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第８期の期首から適用しており、第８期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	2020年度 第6期	2021年度 第7期	2022年度 第8期	2023年度 第9期 (当事業年度)
売上高（千円）	1,505,110	2,840,640	3,354,638	4,264,731
経常利益又は 経常損失（△）（千円）	6,579	△29,241	△1,139,725	△650,012
当期純損失（△）（千円）	△15,278	△112,027	△1,153,947	△3,106,575
1株当たり当期純損失（△） （円）	△0.71	△4.26	△38.62	△101.92
総資産（千円）	1,939,320	6,989,532	6,849,684	5,584,985
純資産（千円）	855,568	4,913,100	3,630,525	506,288
1株当たり純資産額 （円）	36.38	166.46	120.46	16.37

（注）1.1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2.2020年9月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算出しております。
3.「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENECHANGE Innovation Limited	202.70ポンド	100%	エネルギーデータ事業
ENECHANGE EV ラボ株式会社	5,000千円	95% [5%]	EV充電事業
EV充電インフラ１号合同会社	100千円	0% [100%]	EV充電事業

（注）出資比率欄の［ ］内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

SMAP ENERGY LIMITEDは、2023年５月１日付でENECHANGE Innovation Limitedへと商号変更いたしました。

さらに、EV充電インフラ１号合同会社の当社出資比率は０％ではありますが、実質的に支配していると認められるため、重要な子会社としております。

（7）主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業	事業内容
EV充電事業	「EV充電エネチェンジ」のブランド名による、EV充電サービスの提供
エネルギーデータ事業	エネルギー事業者向けクラウド型DXサービス「エネチェンジクラウドMarketing」「エネチェンジクラウドDR」等の運営
エネルギープラットフォーム事業	消費者向け電力・ガス切替サービス「エネチェンジ」「エネチェンジBiz」等の運営

（8）主要な事業所（2023年12月31日現在）

名称	所在地
当社（本社）	東京都中央区
子会社 （ENECHANGE Innovation Limited）	英国ロンドン
子会社 （ENECHANGE　EV　ラボ株式会社）	東京都中央区
子会社 （EV充電インフラ１号合同会社）	東京都千代田区

（9）従業員の状況（2023年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
EV充電事業	132名	61名増
エネルギープラットフォーム事業	70名	13名増
エネルギーデータ事業	50名	13名減
全社（共通）	33名	8名増
合計	285名	69名増

（注）1.従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含む。）であり、委任型執行役員を含み、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2.EV充電事業は、事業拡大により前連結会計年度と比較して著しく増加しております。

3.全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156名	25名減	34.7歳	1.4年

（注）1.従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、委任型 執行役員を含み、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2.グループ会社への出向者の増加により従業員数が前事業年度と比較して著しく減少しております。

（10）主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	711,845千円
ファンズ・レンディング株式会社	570,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社日本政策金融公庫	280,000千円
株式会社商工組合中央金庫	250,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社みずほ銀行	177,155千円

（11）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、第９期においても剰余金の配当は実施しておりません。今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

配当を行う場合には、期末配当にて年１回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、当社の配当の決定機関は取締役会であります。なお、当社は2020年９月１日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当基準日は、期末配当は毎年12月31日、中間配当は毎年６月30日とする旨を定款に定めております。

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2.会社の株式に関する事項（2023年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　84,000,000株

（2）発行済株式の総数　　30,935,684株（自己株式259株を含む）

新株予約権（ストックオプション）の行使により、普通株式の発行済株式の総数は859,044株増加しております。

（3）株主数　　15,670名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
城口　洋平	5,772,900株	18.66%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,884,400株	9.32%
Energy Station Company Limited	2,399,400株	7.76%
有田　一平	1,907,408株	6.17%
山口　貴弘	1,456,560株	4.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,310,400株	4.24%
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,279,400株	4.14%
株式会社エプコ	480,000株	1.55%
早川　武志	393,200株	1.27%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	374,800株	1.21%

（注）持株比率は自己株式259株を控除し計算し、小数点第３位以下を四捨五入しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要及び保有人数

名称		第６回新株予約権
発行決議の日		2018年９月10日付臨時株主総会決議
新株予約権の数		140,000個
交付された者の人数		１人
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 140,000株 [1,680,000株]
新株予約権の発行価額		新株予約権１個当たり27円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１株当たり1,000円 [83円]
新株予約権の行使期間		2018年９月10日から2028年９月９日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　70,000個 目的となる株式の種類と数　普通株式　70,000株 [840,000株] 保有者数　１名

（注）１.当社は、2020年９月17日付で普通株式１株につき３株、2021年４月１日付で普通株式１株につき２株、2022年１月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、当該分割後の株式数並びに権利行使価額の換算値を[ ]にて記載しております。

2.新株予約権の行使条件は以下のとおりです。

①本新株予約権者は、本新株予約権の内容または本契約の他の規定に基づき許容される限りにおいて、2018年９月10日（以下「起算日」とする。）から、当社の役員、従業員、アドバイザーまたはコンサルタント（以下「役務等提供者」と総称する。）のいずれの地位も喪失した日（死亡しまたは就業不能となった場合には当該日）までの期間（以下「参画期間」といいます。）内、(i)起算日から1年後の応当日（以下「行使開始可能日」といいます。）において、割当予約権数の10％までの個数の本新株予約権を行使することができることとなり、(ii)以後行使開始可能日から1年ごとの応当日（該当する日が存在しない場合、当該年の末日）が到来する都度、割当予約権数の10％に相当する個数（合計数に端数が出る場合には1個未満の端数切り捨て）の本新株予約権を行使することができることとなるものとする。

②本新株予約権者は、当社の取締役会がその株式を国内または国外の証券取引所に上場することを決議する日までは、本新株予約権の全てを行使することができないものとす

る。但し、新株予約権者の死亡により、法定相続人がこれを行使する場合（新株予約権者の死亡から6ヶ月以内の行使に限ります。）には、この限りではない。

③本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の最終日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(i) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。

(ii) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(iii)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

(iv)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法ならびに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。

（２）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2023年12月31日現在）

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役CEO	城口　洋平	ENECHANGE Innovation Limited　CEO Japan Energy Capital合同会社　職務執行者 一般社団法人新経済連盟幹事 公益財団法人経済同友会 エネルギー委員会副委員長
取締役	森　暁彦	株式会社リクルートホールディングス　執行役員 株式会社リクルート　取締役 RGF Staffing B.V.　取締役
取締役	藤田　研一	株式会社K-BRIC&Assocaites　代表取締役 株式会社アウトソーシング　独立役員
取締役	坊垣　佳奈	株式会社マクアケ　取締役
取締役	安達　健祐	株式会社ツガミ　社外取締役 日本アルコール販売株式会社　社外取締役
常勤監査役	日岡　篤史	スマートキャンプ株式会社　監査役
監査役	横山　敬子	横山敬子公認会計士事務所　代表 株式会社nobitel　常勤監査役 株式会社カラダノート　社外取締役（監査等委員） 株式会社シーラテクノロジーズ　社外監査役
監査役	タム・ピーター	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所　パートナー

（注）1.2023年３月30日開催の定時株主総会において、城口洋平氏、森暁彦氏、藤田研一氏、坊垣佳奈氏は取締役に再任され、安達健祐氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

2.森暁彦氏、藤田研一氏、坊垣佳奈氏、安達健祐氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

3.日岡篤史氏、横山敬子氏、タム・ピーター氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4.森暁彦氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、投資銀行での勤務や上場企業におけるCFOとしての職務を通じた資本市場における経験、知見を有しております。

5.藤田研一氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、グローバル企業における経営者としての経験を有しております。
6.坊垣佳奈氏は、マーケティング領域における、豊富な知見、経験を有しており、また、株式会社マクアケの共同創業者として上場企業へと成長させた経験に基づく幅広い見識も有しております。
7. 安達健祐氏は、エネルギー業界における豊富な知見、経験を有しており、かつ、経済産業行政における経験や上場企業における社外取締役での経験を有しております。
8.日岡篤史氏は、上場企業における会計・財務・人事に関する経験、知識を有しており、また、複数企業における監査役としての経験も有しております。
9.横山敬子氏は、公認会計士として会計・財務に関する経験、知識を有しており、また、監査法人において企業監査の豊富な経験を有しております。
10.タム・ピーター氏は弁護士であり、企業法務を専門とする日本法弁護士として法務に関する知見を有しております。
11.当社は、森暁彦氏、藤田研一氏、坊垣佳奈氏、安達健祐氏、日岡篤史氏、横山敬子氏、タム・ピーター氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
12. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

（3）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	21,600	21,600	－	－	3
監査役 （社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外取締役	5,100	5,100	－	－	6
社外監査役	12,840	12,840	－	－	3
合計 （うち社外役員）	39,540 （17,940）	39,540 （17,940）	－	－	12 （9）

① 役員報酬等の決定方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、その内容は基本報酬と賞与から構成されております。当該方針に基づき、株主総会の決議により役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。基本報酬につきましては、取締役の職務執行の対価として、当該取締役の役位と役割貢献度に応じ、業界水準や当社業績等の事情を考慮し決定することとしております。賞与につきましては、当社業績及び各役員の業績への寄与度等を考慮し決定することとしております。なお、当社は役員の報酬等において業績連動報酬制度は採用しておりません。

当該事業年度に係る報酬等の額は、2023年３月30日の取締役会にて、個別の金額を開示したうえで固定報酬の付与を決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

他方、当社では株主の皆様との価値共有により、当社の株主価値の創出並びに毀損の防止、及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、役員報酬等とは別に、当社代表取締役CEOの城口洋平が委託者となって設定された時価発行新株予約権信託®を活用したインセンティブ・プランを導入しております。かかる考えのもと、当社では取締役のインセンティブと株主価値を連動させることを企図し、取締役に対して金銭による報酬以外に、指名・報酬委員会において審議された評価内容に基づく新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向けたコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。

また、委託者である代表取締役CEOの城口洋平に対しては、長期にわたる株主価値創出に対してのコミットメントとインセンティブを担保する目的で、2018年から段階的に権利行使可能となる新株予約権を付与しております。

② 報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2020年３月31日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、2020年３月31日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち、社外取締役は３名)、監査役の員数は３名です。

（４）社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

社外取締役森暁彦氏は、株式会社リクルートホールディングスの執行役員、株式会社リクルートの取締役、RGF Staffing B.V.の取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役藤田研一氏は、株式会社K-BRIC&Assocaitesの代表取締役、株式会社アウトソーシングの独立役員を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役坊垣佳奈氏は、株式会社マクアケの取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役安達健祐氏は、株式会社ツガミ及び日本アルコール販売株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役日岡篤史氏は、スマートキャンプ株式会社の監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役横山敬子氏は、横山敬子公認会計士事務所の代表、株式会社nobitelの常勤監査役、株式会社カラダノートの社外取締役（監査等委員)、株式会社シーラテクノロジーズの社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役タム・ピーター氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	森　暁彦	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、上場企業CFOとしての経験に基づいた専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしている他、指名報酬委員会の議長として、主体的に議論に参加し、意思決定の透明性と客観性を担保する役割も果たしております。
取締役	藤田　研一	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、グローバル企業の経営責任者としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役	坊垣　佳奈	当事業年度開催の取締役会19回の全てに出席し、マーケティング領域における経験からマーケティング体制強化に必要かつ的確な助言・提言を行っており、また、持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進を牽引する役割を果たしております。
取締役	安達　健祐	2023年３月30日の就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、長年のエネルギーをはじめとした経済産業行政における経験や上場企業における社外取締役での経験から、経営の重要事項の決定に必要かつ的確な助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況及び 社外監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	日岡　篤史	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、上場企業における豊富な実務経験から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、取締役会との連携強化や、コンプライアンス・リスク管理委員会における主体的な発言等を通じ、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	横山　敬子	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、外部会計監査人との連携等を通じて、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。
監査役	タム・ピーター	当事業年度開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要かつ的確な助言・提言を行う他、外部期待を踏まえたコンプライアンスやガバナンス体制の在り方等について助言・提言を行っており、取締役会が実効性の高い監督機能を担うために必要な役割を果たしております。

5．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	324,020千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	324,020千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断を行っております。

3．上記には、決算訂正に係る追加報酬276,020千円が含まれております。また上記以外に、当連結会計年度において前連結会計年度に係る追加報酬が8,000千円あります。

4．当社の重要な海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1.監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断された場合、必要と認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を説明致します。

2.監査役会は、会計監査人の監査の品質、職務遂行の状況等を総合的に勘案し、再任しない

ことが適切であると判断した場合には、会社法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定致します。

6．会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

（1）業務の適正を確保するための体制

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、企業行動規範として、「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス諸規程を整備するとともに、これらを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。

(b) 当社は、取締役会を設置し、法令・定款等の違反行為が発生した場合は、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

(c) 当社は、「内部通報規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(d) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。監査業務により発覚したコンプライアンス違反を、取締役及び監査役に報告する。

(e) 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を制定すると共に、経理業務から独立した担当者が評価し、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

(f) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための制度を構築する。

②当社の取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

(a) 当社は、「文書管理規程」に従い、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書または財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、適切に作成、保存、授受及び廃棄する。

(b)当社は、前号の規程において、保存期間、文書種別責任者、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び廃棄の管理方法を定め、運用する。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社は、「リスク管理規程」において、種々のリスクを管理するための体制及びリスクマネジメントシステムを維持するための仕組などを定め、処々のリスクを定期的に、また、必要に応じて把握・評価する。

(b)当社は、(a)の方針に則り、各事業部長が全社的リスクにおいて各部門において顕在化している又は潜在的なリスクを識別及び分類する。

(c)各事業部長は、識別又は分類されたリスクに関して、経営執行会議へ報告する体制とし、経営執行会議は、報告されたリスクについて、評価を行ったうえで、必要と認めるリスクについてはコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

(d)経営上の重大なリスクに対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において十分な審議を行った上で、必要に応じて取締役会にて適切に対応する。

④当社及び子会社の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会を四半期に２回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を図る。

(b)取締役は、取締役会で定めた事業計画及び予算に基づき効率的な意思決定を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。

(c)取締役会において月次業績のレビューを行い、改善策を策定する。

(d)「業務分掌一覧」「職務権限規程」を定め、業務執行を効率的に行うとともに必要に応じて適宜改正を行う。

⑤当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(a)子会社の業務の円滑と管理の適正化を目的として、「関係会社管理規程」を定める。

(b)当社は、取締役会等の重要な会議において、出席する子会社取締役より、子会社の営業成績、財務状況及びその他の重要な情報について報告を受ける。

(c)当社内部監査部門が子会社の業務執行、管理状況について内部監査を行い業務の適正を確保する体制を構築する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたとき、当社は、当社の使用人の中から監査役補助者を任命するものとする。

(b) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等の人事に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
(c) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人が置かれた場合、監査役の指揮命令に従うべき旨を当社の役職員に周知徹底する。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
(b) 監査役への報告及び情報提供を以下のとおり行う。
・取締役会での報告及び情報提供
・各事業部長等へのヒアリング時の報告及び情報提供
(c) 上記(a)(b)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「内部通報規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
(c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
(d) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることとする。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理に関する事項
監査役が、その職務執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役５名のうち４名を社外取締役、監査役３名全員を社外監査役としてそれぞれ選任しており、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、任意で設置した指名・報酬委員会の審議に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。

②主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回開催いたしました。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制の整備のために、当社ではリスク管理規程を制定しております。当該リスク管理規程に基づき、代表取締役CEOを議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設立し、当社の事業推進におけるリスクの洗い出し、重点対応リスク項目の決定及びリスク対応施策の実行を実施しております。

④当社では、コンプライアンスに関する取り組みを強化するため、法務室が開催するコンプライアンス関連研修を全６回に亘り全社員に対して実施し、またハラスメント防止、情報セキュリティ、個人情報保護、インサイダー取引防止、コーポレート・ガバナンス、海外贈収賄といった多様なテーマでのコンプライアンス研修を実施することで、社内でのコンプライアンス意識の向上に努めております。また、コンプライアンス体制強化の目的で、内部通報規程を制定し、常勤監査役に加えて外部弁護士事務所を通報窓口として設定し、窓口の複数化を実施しております。

⑤当社では、2017年12月期より代表取締役直轄の内部監査室を設立しており、当連結会計年度においても内部監査部が定めた内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施しました。

⑥監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、両代表取締役及び社外取締役、執行役員、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

⑦2017年６月に子会社化した英国の非上場１社については、当社代表取締役が子会社の代表取締役を兼任し、2022年10月に設立した日本の非上場企業1社を加えた企業集団としての内部統制の構築のため、当社のCFO室が中心となり社内規程の整備、各種研修の実施を行いました。また、子会社の内部監査についても内部監査計画に基づきこれを実施しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,637,621	流動負債	3,565,911
現金及び預金	2,179,715	買掛金	39,718
売掛金及び契約資産	587,827	短期借入金	777,155
商品及び製品	5,908	1年内返済予定の長期借入金	177,996
前渡金	7,136	未払金	1,081,460
前払費用	160,283	契約負債	191,195
未収入金	672,011	返金負債	64,564
未収消費税等	75,207	販売促進引当金	111,616
その他	4,595	決算訂正関連費用引当金	919,850
貸倒引当金	△55,064	その他	202,354
固定資産	1,927,186	固定負債	3,478,123
有形固定資産	15,040	社債	1,000,000
工具、器具及び備品	15,040	長期借入金	1,533,849
無形固定資産	560,801	長期前受収益	405,250
ソフトウエア	202,239	リース債務	241,878
ソフトウエア仮勘定	661	長期未払金	287,796
のれん	357,900	繰延税金負債	9,349
投資その他の資産	1,351,344	負債合計	7,044,034
投資有価証券	1,018,705	純資産の部	
差入保証金	227,377	株主資本	△1,357,966
長期未収入金	105,250	資本金	47,044
その他	10	資本剰余金	6,018,962
		利益剰余金	△7,423,676
		自己株式	△297
		その他の包括利益累計額	△125,883
		その他有価証券評価差額金	△297,005
		為替換算調整勘定	171,121
		新株予約権	4,623
		純資産合計	△1,479,226
資産合計	5,564,807	負債純資産合計	5,564,807

連結損益計算書

（2023年1月1日から
2023年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,379,001
売上原価		1,027,404
売上総利益		3,351,596
販売費及び一般管理費		5,476,614
営業損失		△2,125,017
営業外収益		
受取利息	25	
受取手数料	2,487	
特典失効益	3,578	
補助金受贈益	120,487	
その他	4,698	131,277
営業外費用		
支払利息	77,940	
株式交付費	525	
為替差損	6,075	
支払手数料	50,172	
租税公課	38,217	
持分法による投資損失	90,573	
固定資産圧縮損	114,067	
その他	33,654	411,227
経常損失		△2,404,967
特別損失		
減損損失	1,606,489	
投資有価証券評価損	26,580	
固定資産除却損	1,360	
決算訂正関連費用引当金繰入額	919,850	2,554,281
税金等調整前当期純損失		△4,959,249
法人税、住民税及び事業税	25,360	
法人税等調整額	657	26,017
当期純損失		△4,985,267
非支配株主に帰属する当期純損失		△100
親会社株主に帰属する当期純損失		△4,985,167

貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	2,051,216	流動負債	3,149,782
現金及び預金	928,935	買掛金	40,593
売掛金及び契約資産	584,883	短期借入金	777,155
前払費用	62,102	1年内返済予定の長期借入金	177,996
未収入金	192,380	未払金	688,492
未収収益	276,223	未払費用	55,134
立替金	58,254	返金負債	64,564
未収還付法人税等	857	契約負債	180,662
その他	1,992	預り金	23,454
貸倒引当金	△54,411	販売促進引当金	111,616
		決算訂正関連費用引当金	919,850
固定資産	3,533,768	その他	110,261
有形固定資産	14,479	固定負債	1,928,913
工具、器具及び備品	14,479	長期借入金	1,533,849
無形固定資産	560,801	リース債務	10,017
ソフトウエア	202,239	長期未払金	287,796
ソフトウエア仮勘定	661	繰延税金負債	8,653
のれん	357,900	債務保証損失引当金	88,597
投資その他の資産	2,958,487	負債合計	5,078,696
投資有価証券	182,130	純資産の部	
関係会社株式	88,336	株主資本	798,670
関係会社出資金	680,871	資本金	47,044
関係会社長期貸付金	2,530,000	資本剰余金	6,150,365
差入保証金	197,377	資本準備金	3,098,700
長期未収入金	105,250	その他資本剰余金	3,051,665
貸倒引当金	△825,480	利益剰余金	△5,398,441
		その他利益剰余金	△5,398,441
		繰越利益剰余金	△5,398,441
		自己株式	△297
		評価・換算差額等	△297,005
		その他有価証券評価差額金	△297,005
		新株予約権	4,623
		純資産合計	506,288
資産合計	5,584,985	負債純資産合計	5,584,985

損 益 計 算 書

（2023年1月1日 2023年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,264,731
売上原価		792,353
売上総利益		3,472,378
販売費及び一般管理費		4,264,615
営業損失		△792,237
営業外収益		
受取利息	47,941	
受取手数料	272,945	
補助金受贈益	114,278	
その他	8,273	443,438
営業外費用		
支払利息	41,191	
株式交付費	525	
支払手数料	18,247	
租税公課	38,217	
固定資産圧縮損	114,067	
投資事業組合運用損	83,480	
その他	5,484	301,213
経常損失		△650,012
特別損失		
固定資産除却損	1,360	
減損損失	534,102	
関係会社貸倒引当金繰入額	802,690	
投資有価証券評価損	26,580	
関係会社株式評価損	80,532	
債務保証損失引当金繰入額	88,597	
決算訂正関連費用引当金繰入額	919,850	2,453,714
税引前当期純損失		△3,103,726
法人税、住民税及び事業税	2,191	
法人税等調整額	657	2,848
当期純損失		△3,106,575

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年７月26日

ENECHANGE株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉山　正樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺出　俊也

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ENECHANGE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度まで２期連続で営業損失、３期連続で経常損失及び５期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度において重要な営業損失2,125,017千円、経常損失2,404,967千円及び親会社株主に帰属する当期純損失4,985,167千円を計上している。この結果、2023年12月31日現在において、連結貸借対照表上1,479,226千円の債務超過となっている。また、一部の取引金融機関からの借入については、現時点では期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの、財務制限条項に抵触している。加えて、外部調査委員会の調査報告書が公表された結果、利害関係者との関係性の悪化や会社のブランド力の毀損が生じる可能性がある。これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。
　なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
1. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当増資による新株式の発行）に記載されているとおり、会社は、2024年２月９日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2024年２月26日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記（一部借入金の任意早期弁済）に記載されているとおり、会社は、2024年７月８日に一部の取引金融機関からの借入金の任意早期弁済を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年７月26日

ENECHANGE株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　杉山　正樹
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　寺出　俊也

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ENECHANGE株式会社の2023年１月１日から2023年12月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
　継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度まで２期連続で営業損失、３期連続で経常損失及び５期連続で当期純損失を計上し、当事業年度において重要な営業損失792,237千円、経常損失650,012千円及び当期純損失3,106,575千円を計上している。また、一部の取引金融機関からの借入については、現時点では期限の利益喪失に関わる条項を適用する旨の通知を受けていないものの、財務制限条項に抵触している。加えて、外部調査委員会の調査報告書が公表された結果、利害関係者との関係性の悪化や会社のブランド力の毀損が生じる可能性がある。これらの事象又は状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。
　なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項
1. 重要な後発事象に関する注記（第三者割当増資による新株式の発行）に記載されているとおり、会社は、2024年２月９日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2024年２月26日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に関する注記（一部借入金の任意早期弁済）に記載されているとおり、会社は、2024年７月８日に一部の取引金融機関からの借入金の任意早期弁済を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年１月１日から2023年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

それらをもとに会計監査人の監査の相当性・妥当性について評価を行い検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②事業報告に記載のとおり、外部調査委員会の調査の結果認められた問題点として、内部統制の観点、上場企業の連結財務諸表の作成に責任を負うべき経営者として不適切な言動の観点、会計監査人とのコミュニケーションの観点についての指摘、及び、その原因分析についての指摘を受けております。

上記の点を除き、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

一方、外部調査委員会の調査の結果認められた問題点として、内部統制の観点、上場企業の連結財務諸表の作成に責任を負うべき経営者として不適切な言動の観点、会計監査人とのコミュニケーションの観点についての指摘、及び、その原因分析についての指摘を受けております。

監査役会としましては、当社の内部統制システムの運用には改善すべき点があると認め、今後、外部調査委員会の提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組みと再発防止策の実施状況を監視してまいります。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年７月26日

ENECHANGE株式会社　監査役会

常勤監査役　日岡　篤史　㊞
（社外監査役）

監査役　横山　敬子　㊞
（社外監査役）

監査役　タム・ピーター　㊞
（社外監査役）

臨時株主総会 会場ご案内図

会場 TKPガーデンシティPREMIUM京橋　ホール22C
東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン　22階　TEL　03-4577-9270

※出席株主様へのお土産及び軽食のご提供はございません。

交通 ＜東京メトロ銀座線をご利用の場合＞「京橋駅」8番出口直結
＜JR線をご利用の場合＞「東京駅」八重洲南口徒歩5分



- 株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、以下の当社IRサイトにてお知らせいたします。必ずご参加の前に当社IRサイト（https://enechange.co.jp/ir/）をご確認いただくようお願いいたします。
- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 駐車スペースはございませんので、ご来場の際には公共交通機関のご利用をお願い申しあげます。

当社IRサイトへはこちらを
読み取りください

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080